

豊川市鳥獣被害防止対策協議会規約

(名称)

第1条 本会は、豊川市鳥獣被害防止対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、野生鳥獣による農林業の被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、もって農林業の発展及び地域の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 野生鳥獣の生息状況及び野生鳥獣による被害状況調査に関する業務
- (2) 野生鳥獣による被害防止対策に関する業務
- (3) 野生鳥獣による被害防止に係る普及啓発に関する業務
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な業務

(組織)

第4条 協議会の委員は、豊川市、ひまわり農業協同組合、愛知県東三河農林水産事務所、豊川市猟友会、豊川市農業委員会、ジビエ利活用関係者及び地域の代表者をもって組織し、11名以内とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長、副会長及び監事)

第6条 協議会に会長1名、副会長1名及び監事2名を置き、会長にあっては豊川市産業環境部長をもって充て、副会長及び監事にあっては委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表するとともに、協議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 監事は、協議会の業務及び会計を監査し、その結果を総会において報告する。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、豊川市産業環境部農務課内に置く。

(経費)

第9条 協議会の運営に要する経費は、交付金その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成21年3月2日より施行する。

附 則

この規約は、平成22年5月19日より施行する。

附 則

この規約は、平成25年5月31日より施行する。

附 則

この規約は、平成28年5月26日より施行する。

附 則

この規約は、令和元年5月21日より施行する。